

第1回 令和8年度 二国間クレジット制度(JCM)の 更なる促進に向けたセミナー

～民間JCM促進に向けた調査報告書の紹介
(民間JCM事業者がプロジェクト実施にあたり考慮・検討すべき事項の紹介)

森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業
弁護士 武川 丈士

2026/6/29

MORI HAMADA

委託事業・調査報告書の概要

■ 委託事業の概要

- 令和7年度二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業委託費（JCM実現可能性調査業務）「民間JCM促進に向けた調査報告書」
- 報告書は今後公開される予定

■ 報告書の概要（冒頭を引用）

検討対象

- 本報告書は、民間JCMプロジェクトを推進する事業者が直面し得る制度上・取引上・契約上のリスクを明らかにし、法的観点から留意すべき事項を整理することを目的とする。とりわけ、パートナー国制度との整合性及びこれらを前提としたうえでパートナー国企業との契約関係がどのようなものになるべきかという点を中心に分析を行い、民間事業者が実務上検討すべき論点と契約上の留意点を提示する。

具体的な検討項目

- **第2章**では民間JCM案件を組成するにあたり民間事業者が何をどのような順番で検討すべきかという点について検討する。具体的には現地の法規制などの制度面の検討事項や、民間JCMプロジェクトについてどのような事業類型があり、個別の案件をこの類型の中でどのように位置付け、当事者間の責任・リスク分担を決めるべきなのかという点について検討する。
- そのうえで**第3章**においては、第2章の検討結果を踏まえたうえでJCMプロジェクトに関して締結される契約を作成する際にどのような事項を検討すべきかという点を検討する

第2章(民間事業者が案件組成にあたって検討すべき事項)の概要

JCM制度の理解・分析

- ー 民間JCM事業を行う際にはJCM制度の内容や固有のリスクを理解することが不可欠
- ー JCMクレジットの用途・その限界など
- ー GX-ETSの状況など

パートナー国の法規制の検討

- ー 民間JCM事業には様々な法規制が関係してくる
- ー 法規制は事業の可否やストラクチャリング・契約内容にも影響する
- ー 法規制は国ごとに異なるが、どのような視点を持っておくべきかについて整理・検討

事業類型・契約類型

- ー 民間JCM事業には様々な類型が考えられ、定型性が低い
- ー 契約作成・交渉の際の「考え方」「相場観」が整理されておらず非効率が目立つ
- ー 民間JCM事業にどのような類型があり、どういう考え方で契約すべきかについて整理を試みた

第2章①:法規制の調査

- 民間JCM事業はパートナー国において行われるため、当該国における法規制に従う必要がある
- 従来の補助金型JCM事業においてもこの点は重要であったが、民間JCMにおいては更に注意する必要がある
 - 補助金型では日本側の案件への関与方法が設備の供与・輸出に留まり、事業そのものは現地パートナーの責任で行っているケースも多かった
 - 最近の傾向として、パートナー国がJCM事業を含むカーボン・クレジットに対する規制を開始・強化しているという情勢の変化
- 報告書では、どのような視点・観点で法規制について検討すべきかを具体例と共に列挙している
- 代表的な視点は以下のとおり
 - 当該事業を行うためにパートナー国に法人を設立する必要があるか？
 - 外資規制の内容(外資規制適用の有無も含めて)
 - 当該プロジェクトに適用される固有の規制の検討(電力事業・林業などの個別の事業に伴う規制)
 - JCMやパリ協定6.2条に基づくプロジェクトを実施するうえで適用される規制の有無や内容
 - その他新興国において事業が行われることに伴う特有の問題点(贈収賄・人権・外貨管理など)

第2章②:事業類型・契約類型の検討

■ 民間JCM事業で締結される契約は案件ごとに様々であるが、どのような類型があるのか

- これまでの実務を観察すると**共同事業型**と**オフテイク型**という類型が存在するように思われる

■ 共同事業型

- 日本企業がパートナー国のパートナー企業と協働し、JCMに係る事業に関して単なる資金拠出に留まらず一定の役割を果たし、かつ、JCMに係る事業の成否についても一定のリスクを負担するという事業類型
- 契約名称としては「〇〇プロジェクトに関する契約」などとされることがある
- 実務上、「業務委託契約」という名称の契約が締結されている例もあるが、資金拠出者が事業資金の(ほぼ)全額を負担するとのコンセプトとなっていることが多く、ここで言う共同事業型に属する場合が多い

■ オフテイク型

- 日本企業がJCMに係る事業に関して果たす役割は原則として資金提供にとどまり、事業遂行そのものについては特段関与せず、かつ、JCMに係る事業の成否についても基本的にはリスクを負担しないもの
- オフテイク型の原則に従う事業については、締結すべき契約は売買契約に近づくことになる(**オフテイク型(売買型)**)。契約名称としては「売買契約」「オフテイク契約」となることが多い。 ※この類型がJCMとして認められるかについては「JCM適用基準」に照らした検討が必要
- もっとも、オフテイク型であっても資金拠出者がクレジット代金の全部又は一部を前払いするなどの方法により一定のリスクを取る場合がある(**オフテイク型(リスク負担型)**)

第3章:契約において検討すべき事項

- 契約の具体的な内容は事案ごとに検討されるべきであるが、前述の事業類型を意識しつつ、適切な条項が盛り込まれることが望ましい

■ 大きな考え方

- 一般論として、資金拠出者がJCM事業の成否についてのリスクを負担している場合には、資金拠出者としては事業が予定通りに進捗しているかどうかについてモニタリングを行いたいというニーズがあるはず
- また、事業の成否に直結するような重要な事項については、①予め契約でやり方を規定したり、②今後そうした事項が決定される場合には資金拠出者が同意するような形で実施して欲しいと考えるはず
- 逆に、資金拠出者がJCM事業の成否についてリスクを負担していない場合には、事業遂行はデベロッパーに任せるという方向になることが合理的

■ この考え方を実務で適用する場合の論点や課題は何か

- 実際の案件は様々であることから、資金拠出者側がどの程度リスクを負担しているのかについて、当事者の理解が一致しない可能性
- 相場観が形成されておらず、案件ごとの個別性が強い
- 特に自然系案件では、実際にプロジェクトを行うのはデベロッパーから委託を受けた者である場合が散見される。この場合、実際に活動を行う者と資金拠出者との間には直接の契約関係が存在しない。資金拠出者が事業に対してコントロールを及ぼすことが構造的に難しいという課題がある(この点はデベロッパーにとっても課題であるはず)

ご清聴ありがとうございました



パートナー
ASEAN総代表

武川 丈士

Takeshi Mukawa

1998年 弁護士登録
東京弁護士会所属

2006年 カリフォルニア州弁護士登録

03-5220-7763 (東京)

Direct +65 6593-9752 (シンガポール)

Mail takeshi.mukawa@morihamada.com

MORI HAMADA

略歴

- 2005年に京都議定書の国内法制化(温対法改正)のための「京都議定書に基づく国別登録簿制度の在り方に関する検討会」(環境省)に参画、その後、排出量取引制度の関する殆どの主要な公的検討に参加してきた
- 2010年に環境省中央環境審議会地球環境部会国内排出量取引制度小委員会専門委員として排出量取引制度の検討に参画した
- JCM制度の開始に際して制度の検討及びJCM規約の作成に参加
- 2024年に経済産業省・環境省によるGX-ETSの国内法制化にかかる法的課題に関する検討会に委員として参加

専門知識・ノウハウ等

- 20年近く排出量取引に関与し、排出量取引・CDM/JCMなどの案件実績多数
- シンガポール・ベトナムなどのオフィスなどの海外オフィスに所属し、海外事業にも通じる
- 排出量取引/カーボンクレジットに関わる公的な調査、法制化に際した検討に一貫して関与してきた法律実務家

経歴

東京大学農学部卒業、カリフォルニア大学デービス校ロースクール修了
三井物産法務部に出向(2003~2004年)
シンガポールオフィス共同代表パートナー(2012年~)
ヤンゴンオフィス共同代表パートナー就任(2014年~)
ベトナム総代表就任(2024年~)
ASEAN総代表就任(2025年~)

実績

民間企業による排出量取引、カーボン・クレジット取引に数多く従事してきたことに加えて、公的機関による調査報告・委託研究、公的機関による各種の制度検討に一貫して参加してきた。昨今は複数の民間JCM事業に関して助言を行っている

主な公的活動

- 経済産業省・環境省「GX 実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会」委員(2024年)
- 金融庁「カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会」メンバー(2024年)他多数

著書・論文

- 「EU排出量取引制度(EU ETS)—日本の制度設計に対する示唆」(ジュリスト1602号、2024年)
- 「<論説>金融機関等によるカーボン・クレジットの取扱いに関する留意点」(共著、金融法務事情2203号、2023年)
- 「温室効果ガス排出規制に基づく排出枠という概念」(新民事執行実務No.9、2011年)
- 「地球温暖化対策としての国内排出枠取引-実務上の観点からの問題提起」(Law & TechnologyNo.41、2008年)
- 「カーボンオフセットとは何か~排出権取引との関係と契約実務の留意点」(ビジネス法務Vol.8 No.5、2008年)
- 「地球温暖化・排出権取引と企業」(月刊監査役No.538、2008年)
- 「排出権取引における実務上の諸問題」(Law & TechnologyNo.37、2007年)
- 「排出権取引に関する法的考察(1)~(3)」(NBL808~810号、2005年)

その他、著書・論文多数